

各区市町村

住民基本台帳主管課 御中

住民票記載事項証明書の発行についてのお願い

日頃より東京都の保健医療施策に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、都立看護専門学校では、社会人入学試験の出願資格確認を、別紙「住民票記載事項証明書」により行っております。

つきましては、申請がありましたら、御証明くださいますようお願いいたします。

〔証明上のお願い〕

都立看護専門学校の社会人入学試験では、受験者本人が、令和6年4月1日以前から引き続き都内又は隣接4県（埼玉、千葉、神奈川及び山梨県）に居住している場合に、出願が認められます。この認定のために「住民となった日」の証明が必要となりますので、区市町村においては、第⑤欄についての証明をお願いいたします。

なお、申請者が「除かれた住民票記載事項証明書」を申請した場合には、第⑤欄及び第⑥欄の証明をお願いいたします。

問合せ先：東京都保健医療局医療政策部

医療人材課人材計画担当

電話 03（5320）4442

-----キ-----リ-----ト-----リ-----セ-----ン-----

〔受験者への注意〕

- ① 令和6年4月1日以前から引き続き都内又は隣接4県（埼玉、千葉、神奈川及び山梨県）の同一場所に住所を有している場合は、現住所地での住民票のみ提出してください。
- ② 令和6年4月1日以前から引き続き都内又は隣接4県（埼玉、千葉、神奈川及び山梨県）に住所を有していて、令和6年4月2日以降に他の区市町村へ転居した場合は、転居前（除かれた住所票記載事項証明書）及び転居後（現住所地の住民票）の証明を提出してください（2通以上必要な場合は、用紙を複写して使用してください。）。
- ③ 令和6年4月1日以前から引き続き都内又は隣接4県（埼玉、千葉、神奈川及び山梨県）に住所を有していて、令和6年4月2日以降に同一区市町村内で転居した場合は、転居後の住所が記載されている住民票のみを提出してください。
- ④ 証明書の発行は有料となります。金額は、各区市町村へお問い合わせください。